

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定しました。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和5年 1月17日

京都市長 門川大作

## 1 指定事項

指定 番号	指定 年月日	道路の名称		道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第421号	R4. 1. 10	幹 線 道 路	一般国道1号 (京阪国道)	メートル 20.5~25.0	メートル 1,203.0	伏見西部第三 地区土地区画 整理事業施行 区域内
			I・III・46 (外環状線)	22.0~25.0	1,223.0	
			広路4 (油小路通)	50.0	484.4	
			3・1・2 (京都枚方線)	50.0~68.0	411.5	
			3.4.102 (三栖淀線)	16.0	712.5	
		区 画 道 路	10.0メートル道路	10.0	441.2	
			8.2メートル道路	8.2	3,622.7	
			8.0メートル道路	8.0	5,385.5	
			7.2メートル道路	7.2	302.5	
			6.2メートル道路	6.2	282.0	
			6.0メートル道路	6.0	2,130.0	
			5.7メートル道路	5.7	96.0	
			5.3メートル道路	5.3	63.0	
			5.0メートル道路	5.0	91.0	
4.0メートル道路	4.0	1,028.1				

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)